

個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する規則案に関する意見募集の結果について

令和元年 12 月 13 日
個人情報保護委員会
事務局 総務課

個人情報保護委員会においては、本年 10 月 25 日（金）から 11 月 24 日（日）まで「個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する規則」案につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して、7 の個人又は団体から 7 件の御意見が寄せられ、これら御意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、技術的な修正を行った上で、本日、「個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する規則」を定め、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）の施行の日（令和元年 12 月 16 日）から施行することとなりましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様には感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。